

平成31年2月28日

1. スクールスポーツセンターについて

本校の運動部活動はスクールスポーツセンター（以下SSCと呼ぶ）によって統括され、運営される。SSCは、保健体育科教員・運動部顧問・養護教諭によって構成され、各クラブ単位ではなく、SSC全体で運動部全ての生徒の状況とクラブの活動状況を共有するものとする。

・SSC所属クラブ：SSC所属するクラブは、

軟式野球部・サッカー部・陸上競技部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・女子バレーボール部・バドミントン部・剣道部・硬式テニス部・男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部の11部である。

2. SSCの理念

SSCの理念は、「部活動を通じて、未来を創る明るくたくましい人材の育成」とし、全ての活動の指針となる。この理念は、絶対的な目的（ミッション）であり、試合に勝つことは目標（ビジョン）であることを忘れてはならない。SSCの活動は、生徒の心の成長を主とし、試合に勝利することに固執せず、単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、スポーツ文化時代のリーダーとして生きる力を涵養することを目的とする。

3. SSCの運営について

- (1) 各部は年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し、理解と協力を求める。
- (2) SSC各部の活動は主顧問が統括し、副顧問が補佐する。ただし、過度の負担が生じないように担当を決め、交代で指導にあたることも可能とする。
- (3) SSCの活動には、原則そのクラブの顧問が付き添うものとする。校外での練習や練習試合・公式戦には複数の顧問が引率することが望ましい。生徒のみの校外活動は禁止する。

4. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 完全休養日を週1日以上設定する。完全休養日には奉仕活動等をしてよい。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月2日以上となるよう設定する。

- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (6) 定期考査開始日から逆算して1週間（テスト期間）は、原則活動を禁止する。ただし、以下の条件を全て満たしている場合、SSCセンター長と管理職まで申請し、許可を得て活動してもよいこととする。

- ・事前に保護者に対して通達すること。
- ・活動は17時30分までとすること。

5. 指導について

SSC顧問は、いかなる理由があっても体罰による指導をしてはならない。これは、入学時に全ての生徒、保護者に宣言し、約束する。また、「プレーヤーズファースト」の精神に則り、生徒の意欲・自主性を尊重し、決して威圧的な言動等による指導の無いよう考慮して指導に当たること。

6. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理の無い安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 個人クラブ費を徴収しているクラブは、収支報告を行う。
- (4) 生徒・保護者との連絡は「Webでお知らせ」を使用する。個人的な携帯電話での連絡やSNSでのやり取りは原則禁止する。
- (5) 生徒が怪我をした場合は、その状況と程度を速やかに管理職・養護教諭に報告すること。
また、医師・トレーナーの指示に従い、リハビリテーションをしっかりと行う。試合の出場機会等により、生徒が無理をしたり、怪我自体を隠したりしないよう、日ごろから指導すること。
- (6) インフルエンザなどの感染症が発生した場合は、速やかに養護教諭に連絡をすることとし、顧問・養護教諭双方の判断で練習の自粛などの措置を取る。
公式戦出場については、各クラブの所属連盟専門部の規則に準じて行動する。